

学費納入期限の延長

1. 対象者

東日本大震災の影響により、前期学費納入期限（2011年4月11日）までに学費と諸費用を納入できない外国人留学生の方。

2. 延長後の納入期限

	前期分学費	後期分学費
2011年度学費納入期限	4月23日まで	10月5日まで

学費延納での注意事項

1. 対象者

学費納入期限を超えて、学費の延納を希望する方。

2. 提出書類

学費延納願を下記へ郵送して下さい。郵送が間に合わない場合、メールでのデータ添付やファックス送信でも受け付けます。同時に原本を下記へ郵送して下さい。

3. 提出締切日

2011年度	前期分学費	後期分学費
学費延納願の大学必着日	4月23日まで	10月5日まで

学費延納のしかた

- 1 学費延納を決める
- 2 大学から学費延納願の用紙をもらい、記入する（PDFファイル形式の用紙をメール添付でもらうこともできる）
- 3 大学へ学費延納願を郵送する
- 4 大学が学費延納願を承認する
承認までに時間がかかります。学費延納願を郵送してすぐに学費延納許可書をもらうことはできません。
- 5 大学が学費延納許可書を発送する
- 6 許可された納入計画に基づいて、学費を確実に納入する

学費延納願の書き方

1. 使用言語

大学への公式文書ですので、日本語で書いて下さい。学生氏名は漢字かカタカナで、保証人氏名は漢字・カタカナ・英字アルファベットのいずれかで、保証人住所は英字アルファベットで書いて下さい。

2. 延納理由

延納理由は、必ず具体的に書いて下さい。東日本大震災の影響を理由とする申請では、そのことを理由欄に書いて下さい。

3. 延納計画

延納計画は、次の範囲で立てて下さい。次の学期にまたがる延納は認められません。

前期分学費		後期分学費	
第1次延納期限	5月31日	第1次延納期限	11月30日
最終期限	6月30日	最終期限	12月31日

4. 措置による退学

許可された延納期限までに納付しない場合は、所定の手続きを経て措置による退学となりますので、期限を厳守して下さい。

学費延納願の郵送先・問合せ先

相模原キャンパス在学学生	杉並キャンパス在学学生
女子美術大学 財務課 郵便番号252-8538 神奈川県相模原市南区麻溝台1900 電話 042-778-6626 ファックス 042-778-6637 メール acc@venus.joshi.ac.jp	女子美術大学・短期大学部 財務課 郵便番号166-8538 東京都杉並区和田1-49-8 電話 03-5340-4505 ファックス 03-5340-4594 メール acc@venus.joshi.ac.jp